



「皆さんの協議会」

協議会は複合地区の運営機関であり、以下に定義されるように複合地区の運営管理を支援し、国際会則および理事会方針に従わなければなりません。

国際会則及び付則

国際会則及び付則第8条の地区機構の条項にあるように、ガバナー協議会は下記の通りに定義されています。

ガバナー協議会

ここで規定されている場合を除き、準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協議会を構成する。ガバナー協議会にはさらに、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含めるものとする。また、複合地区会則及び付則の規定によって、1人又はそれ以上の前地区ガバナーを加えることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナーの合計数は、地区ガバナー総数の2分の1を超えてはならない。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。各複合地区の協議会には、国際協会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権のない顧問として加えることができる。複合地区会則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議会議長は、その役職に就任する時点で、現又は元地区ガバナーになっていなければならない。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

複合地区ガバナー協議会の権限

会則及び付則の規定、並びに国際理事会の方針に従って、各ガバナー協議会は、それぞれの複合地区会則に定められる通りに、複合地区の運営をすべて管理し、役員を選び、会議を開き、資金を管理運用し、支払を承認し、その他の運営権限を行使します。

標準版複合地区会則第6条に記述されているガバナー協議会の責務：

- (a) ガバナー協議会のすべての役員及び代理人、並びに複合地区及び複合地区大会のすべての委員会を統轄管理する。
- (b) 複合地区の所有物、業務、資金を管理する。

(c) 複合地区大会のあらゆる面、並びに複合地区のすべての会合を統轄管理する。

(d) 国際理事会が定める方針及び手続のもとに権限が与えられている場合は、複合地区内の準地区、ライオンズクラブ、あるいはクラブの会員が申し立てる会則上の苦情を検討し裁定する。ガバナー協議会が下したそのような裁定はすべて、国際理事会による検討及び決定の対象となる。

(e) 複合地区の予算に関するすべての事項、並びに複合地区及び複合地区大会の委員会を運営管理する。いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を承認してはならないし負ってはならない。

標準版複合地区付則第3条に記述されている**ガバナー協議会のその他の責務**：

ガバナー協議会は、

(a) 複合地区大会運営に関連するすべての契約を結び、経費の支払いを承認する。

(b) 複合地区資金の貯蓄機関を指定する。

(c) 協議会幹事兼会計のために保証金の額を定め、その保証金を出す保証会社を承認する。

(d) 年に2回、あるいは更に頻繁に協議会幹事兼会計から財務報告書を受け取り、会計年度末に協議会幹事兼会計帳簿の検査又は監査の手配をする。

協議会の役員

複合地区会則及び付則で協議会の役員が指定されている必要があり、それには通常、協議会議長、副議長、幹事、会計のほか、協議会が必要とみなすその他の役員が含まれます。一般に、これらの役員は毎年協議会によって選出されます。しかし、協議会議長は複合地区大会で代議員によって選出される場合もあります。

複合地区協議会議長

協議会議長として選ばれた者は、その役職着任時に現または元地区ガバナーでなければなりません。また、協議会は、近年地区ガバナーを務めた者を選ぶよう推奨されています。

複合地区会則及び付則が別の手続きを設けていない限り、協議会議長の選任は、この協議会議長の任期中に共に任期を務める複合地区内の地区ガバナーの会議で行われるべきです。この会議は複合地区年次大会の後、ただし国際大会閉会後30日以内に開催されなければなりません。

以下が、標準版複合地区付則第3条に記述されています。

複合地区協議会議長。 複合地区協議会議長は、

複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

複合地区協議会幹事兼会計。 ガバナー協議会の指導監督のもとに協議会幹事兼会計は、

- (a) ガバナー協議会のすべての会議の正確な記録を作成し、その写しを各会議終了後10日以内にすべての協議会構成員及び国際本部に送付する。
- (b) ガバナー協議会のすべての会議の正確な記録を作成し、その写しを各会議終了後10日以内にすべての協議会構成員及び国際本部に送付する。
- (c) 規定により準地区キャビネット幹事兼会計から納入されるすべての会費を受領して領収書を発行し、ガバナー協議会の指定する銀行にそれを預金するとともに、ガバナー協議会の指導監督の下に幹事兼会計が署名し協議会議長または正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手によって支払を行う。
- (d) 正確な諸会計帳簿及び記録を保管し、ガバナー協議会及び複合地区の全会議の議事録を作成する。さらに、正当な目的のためであれば妥当な日時に、いかなる協議会構成員または複合地区内のいかなるクラブ（あるいはそのいずれかの正当な代理人）にも、これらの記録の検査を許可する。
- (e) ガバナー協議会が要求する場合には、任務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。

- (f) 任期終了の際には、複合地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (g) 協議会幹事と協議会会計の職が個別に設けられている場合には、その役職の本質に従って、ここで定められている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

協議会議長の解任

国際会則の改正が2014年国際大会の代議員によって承認されたことにより、ガバナー協議会には、協議会議長を解任する権限があります。この規定は、*国際会則及び付則第8条「地区機構」第6項*として下記のように記載されています。

解任。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

その他の情報

委員会任命に関する更なる情報、複合地区大会の手順、複合地区紛争処理手順、指名推薦にかかわる指針は、標準版複合地区会則及び付則に詳しく説明されています。

協議会には、複合地区の会則及び付則に定められている改正手続きに従って複合地区会則及び付則を改正する権限があります。現行の複合地区会則及び付則に規定が設けられていない場合には、標準版複合地区会則及び付則が適用されます。